

第1回尼崎市特別職報酬等審議会 審議資料

総務局人事管理部給与課

1 特別職報酬等審議会を開催について

《尼崎市特別職報酬等審議会》

- 尼崎市では、以下項目について審議するため、「尼崎市特別職報酬等審議会条例」に基づき、尼崎市特別職報酬等審議会を設置しています。
 - ① 市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当の額 ② 市議会議員の議員報酬、期末手当の額
- 『昭和39年5月28日 自治給第208号 自治事務次官通知』
特別職の報酬等の額の決定にあたっては、第三者機関の意見を聞くことにより、より一層の公正を期する旨の通知が発出されたことに伴い、本市でも同審議会へ諮問し、改定を行ってきました。

《特別職の報酬等設定の考え方》

- 地方自治法第204条において、特別職の報酬等は条例により定めて支給することと規定されていますが、一般職とは異なり法令で具体的な基準は定められていません。
- 『昭和43年10月17日 自治給第94号 自治省行政局長通知』
類似自治体(人口、財政状況等)特別職の給与額、過去の給与改定の状況等を審議会に提示し、十分に審議が行われるとともに、住民の理解が得られるよう留意することとされています。

2 諮問内容

『市長等の退職手当の適正な水準について』

【主旨】

今後の人口減少、行政に対する社会的ニーズや本市の財政状況を踏まえまちづくりを進めていくにあたり、リーダーである市長等の職務・職責に相応しい退職手当の水準を今日的視点で検討する。

【検討のポイント】

- ・ 市長等の職務、職責に応じた適正な水準
- ・ 社会、景気の情勢や市の財政状況を踏まえた水準
- ・ 今後の市長のなり手を確保していく観点
- ・ 民間企業とは職務が大きく異なる中での民間水準とのバランス

3 市長・副市長の給与の現行水準 ①各項目数値

このセクションでは、市長・副市長の給与における規模感のイメージを持っていただくため、現行水準をご確認いただきます。

● 退職手当(4年任期ごとに支給)

	支給額	算定式
市長	22,598,400 円	給料月額×在籍月数(48月)×支給率(0.40)
副市長	12,208,320 円	給料月額×在籍月数(48月)×支給率(0.27)

● 給料月額、期末手当(ボーナス)、年収、任期中(4年)総支給額

	給料月額	期末手当	年収	任期中総支給額
市長	1,177,000円	5,802,610円	19,926,610円	102,304,840円
副市長	942,000円	4,644,060円	15,948,060円	76,000,560円

※期末手当算定式:給料月額×1.45(役職加算)×支給月数3.40月

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-1 他都市比較(退職手当)

● 退職手当 近隣7市比較

退職手当	本来額				削減後額				削減内容
	市長		副市長		市長		副市長		
尼崎市	2	22,598,400	2	12,208,320	2	22,598,400	2	12,208,320	
西宮市	1	24,891,840	1	13,090,560	1	24,891,840	1	13,090,560	減額後の給料月額に応じて削減
芦屋市	3	21,899,040	3	11,044,800	3	21,899,040	3	11,044,800	
宝塚市	4	21,064,320	4	10,282,752	7	18,529,920	5	9,439,488	
伊丹市	5	19,891,200	5	9,872,640	4	19,891,200	4	9,872,640	
川西市	6	18,854,400	6	9,169,920	5	18,854,400	6	9,169,920	
三田市	6	18,854,400	7	9,043,200	5	18,854,400	7	9,043,200	
平均(尼崎以外)		20,909,200		10,417,312		20,486,800		10,276,768	
比率(近隣市)		108.1%		117.2%		110.3%		118.8%	

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-1 他都市比較(退職手当)

● 退職手当 類似中核市比較

退職手当	本来額				削減後額			削減内容	
		市長	副市長		市長	副市長			
尼崎市	8	22,598,400	8	12,208,320	5	22,598,400	7	12,208,320	
姫路市	1	30,585,600	3	14,745,600	1	30,585,600	2	14,745,600	市長△50%、副市長△30% 市長不支給 市長不支給
吹田市	2	29,232,000	1	18,547,200	2	29,232,000	1	18,547,200	
高槻市	3	25,560,000	5	13,464,000	3	25,560,000	4	13,464,000	
西宮市	4	24,891,840	6	13,090,560	4	24,891,840	5	13,090,560	
豊中市	5	24,840,000	2	15,036,000	6	12,420,000	8	10,525,200	
東大阪市	6	24,720,000	4	14,616,000	7	0	3	14,616,000	
枚方市	7	24,552,000	7	12,816,000	7	0	6	12,816,000	
平均 (尼崎以外)		26,340,206		14,616,480		17,527,063		13,972,080	
比率 (類似都市)		85.8%		83.5%		128.9%		87.4%	

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-2他都市比較(給料月額)

● 給料月額 近隣7市比較

給料月額	本来額				削減後額				削減内容
	市長		副市長		市長		副市長		
尼崎市	2	1,177,000	2	942,000	1	1,177,000	1	942,000	
西宮市	1	1,206,000	1	974,000	6	964,800	4	827,900	市長△20%、副市長△15% (R6.1.1~R6.12.31)
宝塚市	3	1,097,100	3	892,600	5	965,100	5	819,400	市長△12.3%、副市長△8.2% (R3.11.1~R7.4.18)
芦屋市	4	1,061,000	4	885,000	2	1,061,000	2	885,000	
伊丹市	5	1,036,000	5	857,000	3	1,036,000	3	857,000	
川西市	6	982,000	6	796,000	7	883,800	7	756,200	市長△10%、副市長△5% (R5.1.1~R7.3.31)
三田市	6	982,000	7	785,000	4	982,000	6	785,000	
平均(尼崎以外)		1,060,683		864,933		982,117		821,750	
比率(近隣市)		111.0%		108.9%		119.8%		114.6%	

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-2他都市比較(給料月額)

● 給料月額 類似中核市比較

給料月額	本来額				削減後額				
	市長	副市長	市長	副市長	削減内容				
尼崎市	3	1,177,000	3	942,000	2	1,177,000	2	942,000	
西宮市	1	1,206,000	1	974,000	6	964,800	7	827,900	市長△20%、副市長△15% (R6.1.1~R6.12.31)
姫路市	2	1,180,000	2	960,000	1	1,180,000	1	960,000	
高槻市	4	1,065,000	4	935,000	3	1,065,000	3	935,000	
吹田市	5	1,050,000	5	920,000	4	1,050,000	4	920,000	
豊中市	6	1,035,000	6	895,000	5	1,035,000	5	895,000	
東大阪市	7	1,030,000	8	870,000	7	824,000	6	870,000	R6.4~R7.1△30%、 R7.2~R9.10△20%
枚方市	8	1,023,000	7	890,000	8	716,100	8	801,000	市長△30%、副市長△10% (市長現任期)
平均(尼崎以外)		1,084,143		920,571		976,414		886,986	
比率(類似都市)		108.6%		102.3%		120.5%		106.2%	

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-3他都市比較(期末手当)

● 期末手当 近隣7市比較

期末手当	本来額				削減後額				削減内容
	市長		副市長		市長		副市長		
尼崎市	3	5,802,610	4	4,644,060	1	5,802,610	1	4,644,060	
西宮市	1	6,512,400	1	5,259,600	4	5,209,920	3	4,470,660	市長△20%、副市長△15% (R6.1.1~R6.12.31)
川西市	2	5,833,080	2	4,728,240	7	4,374,810	7	3,743,190	当分の間、役職加算凍結
芦屋市	4	5,602,080	3	4,672,800	5	5,041,872	5	4,205,520	市長・副市長△10% (R6.4.1 ~R8.3.31)
伊丹市	5	5,530,168	5	4,574,666	2	5,530,168	2	4,574,666	
宝塚市	6	5,408,703	6	4,400,518	6	4,757,943	6	4,039,642	減額後の給料月額に応じて削減
三田市	7	5,302,800	7	4,239,000	3	5,302,800	4	4,239,000	
平均(尼崎以外)		5,698,205		4,645,804		5,036,252		4,212,113	
比率(近隣市)		101.8%		100.0%		115.2%		110.3%	

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-3他都市比較(期末手当)

● 期末手当 類似中核市比較

期末手当	本来額				削減後額				削減内容
	市長		副市長		市長		副市長		
尼崎市	6	5,802,610	8	4,644,060	4	5,802,610	7	4,644,060	
姫路市	1	6,563,160	4	5,339,520	5	5,578,686	4	4,805,568	市長△15%、副市長△10%
高槻市	2	6,540,165	1	5,741,835	1	6,540,165	1	5,741,835	
西宮市	3	6,512,400	5	5,259,600	8	5,209,920	8	4,470,660	市長△20%、副市長△15% (R6.1.1~R6.12.31)
豊中市	4	6,259,680	2	5,412,960	2	6,259,680	2	5,412,960	
吹田市	5	6,138,720	3	5,378,688	3	6,138,720	3	5,378,688	
東大阪市	7	5,506,380	7	4,651,020	6	5,506,380	6	4,651,020	
枚方市	8	5,300,163	6	4,750,820	7	5,300,163	5	4,750,820	
平均(尼崎以外)		6,117,238		5,219,206		5,790,531		5,030,222	
比率(類似都市)		94.9%		89.0%		100.2%		92.3%	

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-4他都市比較(年収)

● 年収ベース 近隣7市比較

年収	本来額				削減後額			
		市長	副市長		市長	副市長		副市長
尼崎市	2	19,926,610	2	15,948,060	1	19,926,610	1	15,948,060
西宮市	1	20,984,400	1	16,947,600	5	16,787,520	4	14,405,460
伊丹市	3	19,205,368	3	15,887,066	2	19,205,368	2	15,887,066
川西市	4	18,795,480	5	15,235,440	7	16,040,970	6	13,725,030
宝塚市	5	18,573,903	6	15,111,718	6	16,339,143	5	13,872,442
芦屋市	6	18,334,080	4	15,292,800	3	17,773,872	3	14,825,520
三田市	7	17,086,800	7	13,659,000	4	17,086,800	7	13,659,000
平均（尼崎以外）		18,830,005		15,355,604		17,205,612		14,395,753
比率（近隣市）		105.8%		103.9%		115.8%		110.8%

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-4他都市比較(年収)

● 年収ベース 類似中核市比較

年収	本来額				削減後額			
		市長		副市長		市長		副市長
尼崎市	6	19,926,610	8	15,948,060	5	19,926,610	6	15,948,060
高槻市	1	21,237,165	1	18,644,835	1	21,237,165	1	18,644,835
姫路市	2	21,147,960	4	17,205,120	4	20,163,486	4	16,671,168
西宮市	3	20,984,400	5	16,947,600	6	16,787,520	8	14,405,460
吹田市	4	20,250,720	2	17,743,488	2	20,250,720	2	17,743,488
豊中市	5	20,170,080	3	17,441,760	3	20,170,080	3	17,441,760
東大阪市	7	19,102,380	7	16,135,020	7	16,383,180	5	16,135,020
枚方市	8	18,803,762	6	16,359,090	8	16,103,042	7	15,184,290
平均 (尼崎以外)		20,242,352		17,210,988		18,727,885		16,603,717
比率 (類似都市)		98.4%		92.7%		106.4%		96.1%

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-5他都市比較(任期中総支給額)

● 任期中総支給額ベース 近隣7市比較

任期中総支給額 (年収+退職手当)	本来額				削減後額			
	市長		副市長		市長		副市長	
尼崎市	2	102,304,840	2	76,000,560	1	102,304,840	1	76,000,560
西宮市	1	108,829,440	1	80,880,960	4	92,041,920	3	70,712,400
伊丹市	3	96,712,672	3	73,420,904	2	96,712,672	2	73,420,904
宝塚市	4	95,359,932	5	70,729,624	6	83,886,492	5	64,929,256
芦屋市	5	95,235,360	4	72,216,000	3	92,994,528	4	70,346,880
川西市	6	94,036,320	6	70,111,680	7	83,018,280	6	64,070,040
三田市	7	87,201,600	7	63,679,200	5	87,201,600	7	63,679,200
平均(尼崎以外)		96,229,221		71,839,728		89,309,249		67,859,780
比率(近隣市)		106.3%		105.8%		114.6%		112.0%

3 市長・副市長の給与の現行水準 ②-5他都市比較(任期中総支給額)

● 任期中総支給額ベース 類似中核市比較

任期中総支給額 (年収+退職手当)	本来額				削減後額			
		市長	副市長		市長	副市長		
尼崎市	6	102,304,840	8	76,000,560	4	102,304,840	6	76,000,560
姫路市	1	115,177,440	4	83,566,080	1	111,239,544	3	81,430,272
高槻市	2	110,508,660	2	88,043,340	2	110,508,660	2	88,043,340
吹田市	3	110,234,880	1	89,521,152	3	110,234,880	1	89,521,152
西宮市	4	108,829,440	5	80,880,960	6	92,041,920	8	70,712,400
豊中市	5	105,520,320	3	84,803,040	5	93,100,320	4	80,292,240
東大阪市	7	101,129,520	6	79,156,080	7	65,532,720	5	79,156,080
枚方市	8	99,767,048	7	78,252,360	8	64,412,168	7	73,553,160
平均(尼崎以外)		107,309,615		83,460,430		92,438,602		80,386,949
比率(類似都市)		95.3%		91.1%		110.7%		94.5%

4 退職手当の性質

出所:「公務員の退職手当法詳解」退職手当制度研究会編著

【退職手当の3つの性格】『勤続報償』『賃金後払』『生活保障』

① 勤続報償

退職金をもって長期勤続又は在職中の功績・功労に対する報償とする

② 賃金後払

在職中に受け取るべきであった賃金部分を退職に際して受け取るもの

③ 生活保障

退職後における生活を保障するために支払われる給付

※ 上記は民間企業も公務員も含め、一般的な性格として認識されている考え方である。

4 退職手当の性質

【現行の国家公務員の退職手当制度からみた退職手当の性格】

- 給料月額を基礎に計算され、在職月数が増えるに伴って支給額が増加する
→ 公務に対する貢献度合いを加味した、勤続報償的な考え方である
- 信用失墜行為などによって退職した場合、退職手当を支給しないことができる
→ 勤務の提供にかかわらず、対価を支給しないため、賃金後払の性格は有しない
- 退職手当そのものが、継続勤務を前提とした給付である
→ 継続勤務こそが報償の対象であり、勤続報償的な考え方である

《一般職》

勤続報償、生活保障、賃金後払いのいずれの要素も含んでいるが、「勤続報償」の性格が強い

《特別職》

生活給的な側面より職務給的な要素が強く、一般職より「勤続報償」の性格が強い

5 退職手当、給料月額の推移

・算定式(支給率)及び支給額の推移

	市長	副市長
S54.12～	給料月額×在職月数× <u>70/100</u>	給料月額×在職月数× <u>40/100</u>
退職手当額	833,000円×48月×0.7 = 27,988,800円	670,000円×48月×0.4 = 12,864,000円
S57.10～	給料月額×在職月数× <u>60/100</u>	給料月額×在職月数× <u>35/100</u>
退職手当額 S57.10～H2	933,000円×48月×0.6 = 26,870,400円	751,000円×48月×0.35 = 12,616,800円
H3～H19	1,234,000円×48月×0.6 = 35,539,200円	997,000円×48月×0.35 = 16,749,600円
H20～H23	1,177,000円×48月×0.6 = 33,897,600円	942,000円×48月×0.35 = 15,825,600円
H24～現行	給料月額×在職月数× <u>40/100</u>	給料月額×在職月数× <u>27/100</u>
退職手当額	1,177,000円×48月×0.4 = 22,598,400円	942,000円×48月×0.27 = 12,208,320円

6 過去の答申のポイント

1 平成19年度答申(給料及び期末手当の見直し)

- ・ 一般職の最高額(局長)の年収と、市長・副市長との比較を行い年収総額を決定
- ・ 市長は一般職最高額(局長)の年収の1.686倍、副市長は市長の80%程度の年収とする
 - ①局長級H19平均年収:約1,177万円、②市長年収:約1,984万円(①×1.686)、③副市長年収:約1,588万円
 - 1.686は 当時の尼崎市の局長級と市長の平均較差。副市長の80%は、阪神間及び類似都市平均の数値(副/市)
- ・ 期末手当算定方法を、一般職の最高位である局長級と同様だったものを、国の特別職へ準拠
 - (給料月額+給料月額×45%)×支給月数 ※ 45%は役職者加算20%+管理監督者加算25%

		改定後	改定前	改定額	改定率
市長	月額	1,177,000	1,234,000	-57,000	-4.6%
	期末手当	5,717,277	6,589,560	-872,283	-13.2%
	年収	19,841,277	21,397,560	-1,556,283	-7.3%
副市長	月額	942,000	997,000	-55,000	-5.5%
	期末手当	4,575,765	5,323,980	-748,215	-14.1%
	年収	15,879,765	17,287,980	-1,408,215	-8.1%

期末手当算定式

改定後	$(\text{給料月額} + \text{給料月額} \times 45\%) \times \text{支給月数}$
改定前	$(\text{給料月額} + \text{給料月額} \times 20\%) \times \text{支給月数}$

※ 改定後 支給月数3.35月(H18当時)

※ 改定前 支給月数4.45月(H18当時)

6 過去の答申のポイント

2 平成24年度答申(退職手当の適正水準及び給与の在り方の検討)

【退職手当の水準】

- ・ 市長の退職手当の支給率を、中核市最低水準の40/100に引き下げ(改定前60/100)
- ・ 副市長の退職手当の支給率を、市長の改定後水準の2/3に引き下げ(35/100→27/100)

【給与体系の在り方】

- ・ 現行の給料月額、期末手当及び退職手当による給与体系を継続
 - ① 年俸制の導入(退職手当を廃止し、退職手当相当額を給料月額に割振り)
 - ② 退職手当への功績反映(退職手当制度を残し、任期中の功績に応じて退職手当を増減)
- の2案を検討したが、①年俸制の導入により、信用失墜行為があった場合にはたらく、退職手当の支給制限機能が失われること、またその対応案として考えられる②の退職手当の功績反映の仕組みについては、評価基準、主体等の課題が多いことなどから、両案とも導入を見送ることとした。

7 今後のスケジュール

	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	...	R8.11	
【審議会】 ・6回想定（約1年間） →		委員選定調整 議題検討・調整		委員・議題決定	審議会①（委員委嘱・諮問）		審議会②（現状分析）	審議会③（あり方方針）		審議会④（中間答申）		審議会⑤（答申案）		審議会⑥（答申）											市長選挙
【議会】 ・R8年2月議会 条例改正提案 →					諮問内容事前説明		(随時個別説明対応)					協議会報告(素案・パブコメ実施)	協議会報告(答申案・パブコメ結果)		協議会報告(最終答申・議案事前)		条例改正提案②								
【市民意見聴取プロセス】					政推会議① (案件公表)		市民意向調査期間(HP?)					政推会議② (素案公表)	※20日以上 パブコメ	政推会議③ (パブコメ結果)											

8 今後の審議予定事項

【第1回：現行水準と改定の経緯】

- ・委嘱状交付、市長挨拶、会長副会長選出、諮問
- ・審議
 - ① 審議会開催の主旨・経緯
 - ② 市長・副市長の給与の現行水準
 - ③ 退職手当の性質
 - ④ 退職手当・給料月額の推移
 - ⑤ 過去の答申の考え方

【第2回：特別職給与制度、社会状況等の認識】

- ・審議
 - ① 公務員の給与決定のしくみ
 - ② 市長の職務権限
 - ③ 市の財政状況
 - ④ 一般職給与改定状況、局長級職員の給与
 - ⑤ 民間企業との比較

【第3回：退職手当の在り方の方針検討】

- ・審議
 - ① 中間答申案の策定に向けての論点整理、骨子案

【第4回：中間答申素案の検討】

- ・審議
 - ① 素案の提示（パブコメ用）

【第5回：最終答申案の検討】

- ・審議
 - ① パブコメ結果と最終答申案への反映

【第6回：最終答申案の確定】

- ・審議
 - ① 最終答申の承認、答申提出